

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	美容師法	法令の番号	昭和32年法律第163号					
手続名	美容所の使用前の検査(1/2)	根拠条項	第12条					
審査基準	<p>美容所は、次の構造設備の基準を満たしていること。</p> <p>1 清潔保持のための措置</p> <p>(1) 床及び腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用していること。</p> <p>(2) 洗場は流水装置であること。</p> <p>(3) ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えていること。</p> <p>2 次のいずれかの消毒ができる設備を備えていること。</p> <p>かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒</p> <p>(1) 煮沸消毒(沸騰後2分以上煮沸する消毒)</p> <p>(2) エタノール消毒(エタノール水溶液〔エタノール濃度76.9%以上81.4%以下〕中に10分以上浸す消毒)</p> <p>(3) 塩素系薬剤消毒(次亜塩素酸ナトリウム水溶液〔次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上である水溶液〕中に10分以上浸す消毒)</p> <p>に規定する器具以外の器具に係る消毒</p> <p>(1) 紫外線消毒(1cm²当たり85マイクロワット以上の紫外線を20分以上照射する消毒)</p> <p>(2) 煮沸消毒(沸騰後2分以上煮沸する消毒)</p> <p>(3) 蒸気消毒(摂氏80を超え湿熱に10分以上触れさせる消毒)</p> <p>(4) エタノール消毒(エタノール水溶液〔エタノール濃度76.9%以上81.4%以下〕中に10分以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面を拭く消毒)</p> <p>(5) 塩素系薬剤消毒(次亜塩素酸ナトリウム水溶液〔次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上である水溶液〕中に10分以上浸す消毒)</p> <p>(6) 逆性石ケン消毒(逆性石ケン水溶液〔逆性石ケン濃度0.1%以上である水溶液〕中に10分以上浸す消毒)</p> <p>(7) グルコン酸クロールヘキシジン消毒(グルコン酸クロールヘキシジン水溶液〔グルコン酸クロールヘキシジン濃度が0.05%以上である水溶液〕中に10分以上浸す消毒)</p> <p>(8) 両性界面活性剤消毒(両性界面活性剤水溶液〔両性界面活性剤濃度が0.1%以上である水溶液〕中に10分以上浸す消毒)</p> <p>3 採光、照明及び換気の実施基準</p> <p>(1) 美容師が美容のための直接の作業を行う作業面の照度が100ルクス以上あること。(採光、照明)</p> <p>(2) 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5cm³以下に保てる構造であること。(換気)</p>							
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	9日	目次 NO
						標準経由期間	-日	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	美容師法	法令の番号	昭和32年法律第163号
手続名	美容所の使用前の検査(2/2)	根拠条項	第12条
審査基準	<p>4 その他の基準</p> <p>(1) 作業室の面積は9.9m²以上あること。</p> <p>(2) 作業室の面積に応じて適当な広さの待合所を設けていること。</p> <p>(3) 作業椅子の数の上限は、作業室の面積が9.9 m²であるときは2脚、9.9 m²以上3.3 m²を増すごとに1脚を加えた数とする。</p> <p>(4) 美容所内は清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔であること。</p> <p>(5) 室内の空気を汚染するおそれのある燃焼器具を使用する場合は、換気設備を設けていること。</p> <p>(6) 消毒済の器具、布片等を未消毒のものと区別して収容する設備を設けていること。</p> <p>(7) 所内その他客の利用する場所は、定期的にねずみ及びこん虫駆除を行うこと。</p>		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	9日
		標準経由期間	-日
		目次NO	